

施政方針と議案説明

（施政方針）

令和 7 年五條市議会第 1 回 3 月定例会の開会に当たり、令和 7 年度の市政運営の基本方針と主な施策をお示しし、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、令和 7 年は、昭和 1 0 0 年という節目の年になります。

昭和という時代は、我が国にとって戦後の復興から高度経済成長をとげ、平成ではバブル景気と崩壊、令和に入ると新型コロナウイルスの流行など、様々な出来事が私たちの生活や価値観に影響を与えてきました。

令和を生きる今、私たちは、少子高齢化による人口減少や人口構造の変化、地域社会の変化、地球規模での環境問題など、様々な社会問題に直面しており、将来を見据えたまちづくりを進めていかななくてはなりません。

また近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、さらに危機意識を高め災害への備えを強化するとともに、過去の教訓を活かし消防体制の強化や、地域の防災力など災害対応力の一層の向上を図っていく必要があると考えています。

本年、五條市長として 3 年目を迎えますが、今後も市民の皆様の声に耳を傾け、市民の皆様の幸福と安心して暮らせる五條市の実現を目指して、迅速かつ着実に各施策に取り組んでまいります。

それでは、令和 7 年度の主な施策につきまして、五條市ビジョンに沿ってご説明申し上げます。

「第一條 子どもを育てたいまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

はじめに、就学前教育・保育についてであります。

0 歳から 1 5 歳までの切れ目のない、学び・育ちの連続性を重視した教育・保育の実現に向けた取組を進めております。現在、就学前教育・

保育に対し多様化する就学前教育・保育ニーズに対応するとともに、柔軟かつ効率的な認定こども園の運営に向け、民間活力を活用した公私連携幼保連携型認定こども園への移行を目指しております。令和8年4月に開園予定の公私連携幼保連携型認定こども園で実施する独自のサービス等施設運営について、保護者代表、公私連携法人、五條市で組織する三者協議会を設置し、施設運営について協議を行います。「こどもまんなか社会」の実現に向け、家庭、地域、認定こども園、小学校、行政等が連携し、就学前教育・保育の質の向上に向けた取組を積極的に進めてまいります。

次に、子育て支援といたしまして、次代を担う子どもたちが健やかに成長することができるように、乳児家庭に紙おむつを届けるすくすく子育て定期便を、引き続き実施します。市職員がご家庭を訪問し、子育てに関する悩みや困りごとの相談に早期対応するなど、子育てしやすいまちづくりに努めていきます。また、近年増加しつつある児童虐待等への対応及び予防に取り組んでまいります。

次に、学校教育についてであります。

物価高騰への一時的な対応措置だけではなく、子育て支援の充実という観点も踏まえ、奈良県内の12市で初めて公立小・中学校の学校給食費を令和6年4月から無償化しているところですが、令和7年度も引き続き実施してまいります。また、「夢・志」教育プラン具現化事業として、市内の公立中学校に自転車で通学する生徒の保護者に対し、令和7年度新たに通学用自転車購入費補助金を交付し、経済的な負担の軽減を図ってまいります。

次に、学校環境改善事業についてであります。

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、安全・安心な教育環境を確保することが重要であるため、環境改善事業を令和6年度から5か年計画で順次実施しております。令和7年度は、牧野小学校の男女児童用トイレの洋式化工事、五條小学校のエ

レベーター設置工事、五條市立中・高等学校4校の特別教室のエアコン整備、さらに五條市立小・中・高等学校における施設内の照明器具のLED化を実施する予定としております。

次に、西吉野農業高校魅力化推進事業についてであります。

「土に学び、土で育つ」をコンセプトに『農業の担い手』を目指す実学重視の教育方針のもと、令和3年4月に開校した市立西吉野農業高等学校も4年が経過しようとしております。農業教育の高度化等に関する学習を積み重ねた結果、農業クラブ活動の全国大会出場などの成果を出すに至りました。引き続き、地域住民・法人や市の関係部署と連携しながら、広く社会や地域の発展に貢献できる人材を育成してまいります。

次に、中学校における休日の学校部活動の地域移行事業についてであります。

令和8年度からの運用に向け、実証事業での検証等を行うとともに、他市町村の事例など踏まえながら進めているところです。

次に、不登校・いじめ対策についてであります。

学校や関係機関と連携し、教育相談カウンセラーも加わりながら、子どもたちの小さなSOSを見逃さず、一人一人に寄り添った対応により、いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止や早期解決に努めてまいります。

次に、「第二條 安心して定住できるまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

はじめに、物価高騰に係る生活支援対策についてであります。

市民の生活・暮らしを支援するため、1月の臨時会にてご承認いただきました住民税非課税世帯に対し3万円を、非課税世帯のうち子育て世帯の子ども一人当たり、2万円を支給する給付事業を進めています。

また、市民生活と市内事業者を支援するため、市内の事業所で使用可能な地域振興券を交付します。早期に支給すべく、現在、取組を進めています。引き続き、物価高騰に係る支援対策に取り組んでまいります。

次に、高齢者支援の充実についてであります。

高齢化が進む中、「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち」を目指す姿とし、特に介護予防事業に重点をおき、次年度に向けて、身体機能の維持向上と認知症予防を目的とした運動教室等の開催を新たに計画し取り組んでいきます。

また、生活困窮世帯等への支援、障がい福祉の充実等、専門職を中心に各医療機関等と連携、相談業務を強化し、だれ一人取り残さない地域共生社会の実現に取り組んでまいります。

次に、移住定住の取組についてであります。

東京圏からの移住者を呼び込むための「移住支援金」や、東京圏の大学を卒業した学生が本市内に移住し、県内で就職することを支援するための「地方就職支援金」を引き続き国・県と連携して実施してまいります。

また、奨学金返還を支援する補助制度を創設し、就労初期における経済的な負担の軽減を図り、若者の転出抑制や結婚、出産の希望を叶え、本市への定住促進につなげてまいります。

次に、予防接種事業についてであります。

4月から带状疱疹の定期予防接種を開始いたします。

带状疱疹は、免疫力が低下した時に、体内に潜伏したウイルスが活性化し、皮膚に痛みやかゆみを伴う発疹が帯状に現れるもので、発症率の高い高齢者を対象に予防接種を実施してまいります。

次に、消防・防災体制の充実についてであります。

昨年1月1日に発生した能登半島地震に続き、8月には南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が初めて発表され、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率も「80パーセント程度」に引き上げられたところです。このような中、本市においても南海トラフ巨大地震では甚大な被害が予想されるため、日頃からの備えを啓発し、自助、共助、公助それぞれを強化することが求められます。このため、自主防災組織への支援や避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進のほか、指定避

難所の機能向上施策の推進、消防団本部機能や災害時の炊き出し、災害対応資機材や物資の備蓄保管庫等を備えた防災関連（災害対応）施設の整備に向けた準備を進めてまいります。

消防については、消防団の機能充実のため、ドローンの導入を行うとともに、現消防車両の更新や屯所整備に取り組んでいくとともに、先の住宅密集地における火災事案を踏まえ、有事における、効果的な現場活動に向けて、常備消防とのさらなる連携強化に努めてまいります。

次に、県が本市に防災拠点として検討している五條県有地につきましては、南部中核拠点として整備していくことが、「災害応急対策（防災拠点）検討部会」において了承され、2月17日の県による地元説明会で、知事から地元要望を踏まえ、県消防学校を五條市の県有地に移転し一体的に南部中核拠点として整備する方針が示されました。今後、県が策定する「南部中核拠点（五條県有地）整備基本計画」において示される、より具体的な整備方針等について、地元と連携しながら対応してまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地誘致についてであります。

昨年は、知事が県内への陸上自衛隊駐屯地誘致要望を4年振りに再開しました。本年も、奈良県及び県南部3町8村との連携を密にして防衛省・自衛隊への誘致要望を継続する等粘り強く活動を継続してまいります。併せて、五條市民の誘致機運醸成についても防衛協会五條支部と連携して図ってまいります。

次に、地域公共交通対策事業についてであります。

昨年度から実施しております、ゴーちゃんバス・ゴーちゃんタクシー利用者負担額を100円に軽減することについては、物価高騰の状況等を鑑み、令和7年度においても引き続き実施することとし、市民の外出の促進に繋げてまいりたいと考えております。

また、昨年度に各地域で実施しました地域公共交通に関するワークショップでの意見や課題等を踏まえ、より地域のニーズに合った地域公共

交通の実現に向け、市民の皆様の意見を聞きながら、より具体的な改善に取り組んでまいります。

次に、川とふれ合う空間づくり事業についてであります。

今後事業用地を取得し吉野川・二見地区周辺の地域住民や地域団体、国などの関係機関と連携して取り組み、地域資源の新たな可能性を発掘し、さらなる地域の活性化に向け取り組みます。

次に、上野公園改修整備事業についてであります。

令和13年に開催される第85回国民スポーツ大会の競技会場となる野球場施設のフェンス及び防護マット等の設置改修を予定しています。

次に、「第三條 地域資源を生かした産業のまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

はじめに、中心市街地の活性化事業についてであります。

これまでに、「五條市のまちづくりに関する基本合意」を基に、市民の意見を取り入れながら「中心市街地の活性化・にぎわい創出のためのまちづくりプロジェクト」を策定いたしました。この構想に基づき、旧イオン五條店敷地周辺に、民間商業施設と連携した、図書館機能を中心とする公共複合施設である（仮称）五條市市民交流施設の整備を公民連携で進めているところです。

当該施設は中心市街地における市民の交流や広域的な集客を生み、本市のにぎわい創出の核となる重要な役割を担う施設と位置付けております。民間事業者と協働で効率的かつ効果的に設計・建設等を行うとともに、より良い市民サービスを提供する施設となるよう、整備に取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。

本市における令和6年度のふるさと納税額は、昨年12月末までで約2億5千万円となっており、毎年最高額を更新しています。

ふるさと納税を全国の方に本市の魅力を知っていただく好機と捉え、今後も、地場産品はもとより、市内での体験型返礼品のより一層の充実

を図ってまいります。また、旅行雑誌への掲載や、新規ふるさと納税ポータルサイトの追加など、今後も寄附額の増額に向けた取組を進めてまいります。

次に、賑わい創出事業についてであります。

過疎化が進行する中、関係人口の創出や地域産業の活性化に資するため、新庁舎や吉野川河川敷でのイベントを引き続き実施してまいります。

次に、大阪・関西万博についてであります。

4月13日からの半年間、大阪夢洲で万博が開催されるに当たり、県と市町村、民間事業者が一体となり、会場催事や誘客に取り組みます。4月は関西パビリオン多目的エリア、9月は河瀬直美監督プロデュースのパビリオンにブースを出展し、国内外から訪れる来場者に五條市の豊かな自然や深い歴史、特産品をPRすることで、産業と観光の振興を図ってまいります。

次に農林業の振興についてであります。

全国的に農業の担い手不足や、それに伴う耕作放棄地の増加が問題となる中、地域の意見を反映させた「地域計画」を作成し、現在・未来の農地の在り方の見える化を行い、中心経営体や集落営農組織への集約を図りながら、地域農業の振興及び新規雇用就農者応援など後継者育成に引き続き取り組んでまいります。本市の基幹作物である柿については、さらなる消費拡大に向け、今後も大都市圏でのPRを実施し、日本一の柿のまち奈良県五條市の認知度向上に向け、積極的なトップセールスを行ってまいります。

また、森林整備事業については、森林環境譲与税を活用した新たな事業として、森林への道の整備や架線集材普及促進など、林業の振興及び担い手育成にも引き続き取り組んでまいります。

次に、文化財の保存活用についてであります。

重伝建地区保存事業につきましては、五條新町重伝建地区内の伝統的建造物等の修理・修景整備、防災・防犯設備の更新等に対する補助や支

援を引き続き行い、保存地区の景観の維持・回復と活性化を推進してまいります。

次に、「第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

生活を支える道路網等の整備として、市道の改良や橋梁点検を行い、長寿命化に向けた補修・補強工事を計画的に進めるとともに、通学路の安全対策事業を拡充し、児童生徒の利便性の向上に取り組んでまいります。

さらに、スポーツ推進事業といたしまして、令和５年度からスタートした五條市スポーツ体験フェスティバルを、子どもから高齢者まで市民の日常生活に気軽にスポーツを取り入れてもらえるよう、認知度の低いスポーツの魅力も紹介しながら進めてまいります。

また、交流の場としてのイベントでもあるチャレンジウォークについても、市内外の方々に本市の魅力をPRするとともに、更に楽しんでいただけるよう事業内容等の充実に努めて実施してまいります。

次に、「第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

まず、地方創生の取組についてであります。

国の交付金を活用し、令和４年度から３年間取り組んできた「新庁舎及び旧庁舎周辺を核としたにぎわいづくりによる関係人口創出事業」について、引き続き実施し、さらなるにぎわいづくりによる関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

次に、地域デジタル推進事業についてであります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民記録や税務など住民情報を扱う２０の業務について、国が定める標準準拠システムへの移行等に向け、昨年度から作業を進めております。

移行期限である令和７年度末までの完了に向け、関係システムとの連携等を考慮しながら引き続き事業を進めてまいります。

次に、大塔ふれあい交流館についてであります。

現在休館となっている大塔ふれあい交流館について、大塔町の防災機能の強化及び地域の活性化を図るため、今年夏の再開に向け施設整備等を行い、災害時の避難場所として、また地域住民の交流の場として活用を図ってまいります。

施政方針は、以上であります。